

<記入例>

※下記の記入例を参照の上、必要事項を記入し、納税課へ送付してください。

注1 日付は、ポストに投函する日付を記入して下さい

注2 預貯金通帳に記載されている通りに記入して下さい(フリガナも)。法人の場合は、代表者の肩書き及び氏名も記入して下さい

注3 口座お届け印は、鮮明に押印して下さい。

注4 納税義務者氏名は、納税通知書に記載されている通り記入して下さい。国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。固定資産税の共有分については、〇〇〇外〇名と記入し、共有名義人氏名を右欄に記入して下さい。

**一宮市税口座振替納付依頼書**  
自動払込利用申込書 (  収  加 )

【ゆうちょ銀行  
ダウンロード専用】  
承認番号: NYD00018

(あて先) 取扱金融機関 一宮市長

ゆう 一宮 へ

一宮市へ納付する下記市税について、私の預貯金口座から振替(払込)納付したいので、下記の確約事項を承認のうえ依頼します。

●依頼(申込)者の口座 注1 〇〇4年 9月 1日

フリガナ	イチノミヤ タロウ	電話番号	(口座届出印)
名義人氏名	一宮 太郎	(0586)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">一宮</span> </div>
生年月日	〇〇10・10・10	28-8970	
ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	銀行 本店	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">一宮</span> </div>
		信用金庫 農協 支店 出張所	
	預金の種類 (〇印を記入)	口座番号 (右づめで)	
	ア.普通 イ.当座 ウ.納税準備預金	1 2 3 4 5 6 7	
ゆうちょ銀行	種別コード	通帳記号	※ 通帳番号 (右づめで)
	35		
払込先口座番号	00800-4-960825	払込先加入者名	一宮市会計管理者 払込日 指定日

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。  
※欄は通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。

●納税義務者名・振替(払込)希望税目(該当欄に〇印をつけてください)

納税義務者住所	(〒 491 - 8501) 一宮市本町2丁目5番6号						
フリガナ	市県民税(普通徴収)	固定資産税・都市計画	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税			
イチノミヤ タロウ	全納	期別	全納	期別	全	期	期別
一宮 太郎	全納	期別	全納	期別	全	期	期別
イチノミヤ タロウ	全納	期別	全納	期別	共有名義人氏名		
一宮 太郎 外1名	全納	期別	一宮 花子				

●振替(払込)納付日は、納期の最終日です。 \*金融機関処理欄 (ゆうちょ銀行を除く) \*不承認(不備返却事由)

受	付	印鑑照合	検	印	1.印相違 2.印不鮮明 3.口座番号相違
					4.名義人相違 5.取引なし 6.その他

\*不備返却先等  
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所財務部納税課 収納グループ 0586-28-8970(直通)  
金融機関が直接この依頼書を受付された時は、お手数ですが、当市までご返送下さるようお願いいたします。 (注) ゆうちょ銀行・郵便局では、窓口での受付はできません。

**確約事項**

1.私が一宮市へ納付する市税の納付書が一宮市から貴店へ送付されたときは、私に通知することなく、納付書に記載された金額を納期の最終日に指定預貯金口座から引落しのうえお支払いください。  
2.預貯金の引落としにあたっては、当座勘定又は預金、通常貯金の規定にかかわらず、小切手の振出し又は預貯金通帳及び預金支払請求書、返戻金受領書等の提出はいたしませんので、貴店の所定の方法で処理してください。  
3.振替(払込)日において、指定預貯金口座の残高が納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても異議ありません。  
4.この口座振替(自動払込)を解約する場合は、所定の手続きにより届け出ます。  
5.この口座振替(自動払込)は、貴店又は一宮市が必要と認めた場合に解約されても異議ありません。  
6.この取扱いについて紛議が生じても、貴店又は一宮市の責めによるものを除き、貴店又は一宮市に迷惑はかけません。

<< ご注意 >>

- ・納税課が受け付けた日の翌月末納期の税から口座振替(自動払込)を開始します。
- ・年度途中で全納の申し込みをされた場合、当該年度は期別振替(払込)とし、翌年度から全納で振替(払込)します。
- ・随時に課税された税については、振替(払込)納付できません。
- ・軽自動車税(種別割)については所有する全ての軽自動車等が口座振替(自動払込)となります。